

## 平成22年第8回西会津町議会臨時会会議録

### 第1. 招 集

1. 日 時 平成22年11月24日
2. 場 所 西会津町役場

### 第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成22年11月24日
2. 閉 会 平成22年11月24日
3. 会 期 1日間

### 第3. 議員の応招・不応招

#### 1. 応招議員

1番	目 黒 一	6番	渡 部 昌	12番	長谷川 徳 喜
2番	多 賀 剛	7番	五十嵐 忠比古	13番	清 野 邦 夫
3番	青 木 照 夫	9番	武 藤 道 廣	14番	清 野 興 一
4番	荒 海 清 隆	10番	大 沼 洋 平		
5番	清 野 佐 一	11番	長谷沼 清 吉		

#### 2. 不応招議員

なし

平成22年第8回西会津町議会臨時会会議録

平成22年11月24日（水）

開 会 10時01分

出席議員

1番	目黒 一	6番	渡部 昌	12番	長谷川 徳喜
2番	多賀 剛	7番	五十嵐 忠比古	13番	清野 邦夫
3番	青木 照夫	9番	武藤 道廣	14番	清野 興一
4番	荒海 清隆	10番	大沼 洋平		
5番	清野 佐一	11番	長谷沼 清吉		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤 勝	農林振興課長	佐藤 美恵子
副町長	和田 正孝	建設水道課長	酒井 誠明
総務課長	伊藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	高橋 謙一
企画情報課長	杉原 徳夫	教育委員長	伊藤 てる子
町民税務課長	成田 信幸	教 育 長	佐藤 晃
健康福祉課長	藤田 潤一	教 育 課 長	大竹 享
商工観光課長	新田 新也		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤 健一	議会事務局主査	齋藤 正利
--------	-------	---------	-------

## 第8回議会臨時会議事日程（第1号）

平成22年11月24日 午前10時開議

開 会

開 議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 付議事件名報告
- 日程第4 提案理由の説明
- 日程第5 議案第1号 町長等の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第2号 議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第3号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第4号 平成22年度西会津町一般会計補正予算（第6次）
- 日程第9 議案第5号 平成22年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第10 議案第6号 平成22年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第11 議案第7号 平成22年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第12 議案第8号 平成22年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）
- 日程第13 議案第9号 平成22年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第2次）

日程第14 議案第10号 平成22年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第1次）

日程第15 議案第11号 平成22年度西会津町水道事業会計補正予算（第1次）

閉 会

（全員協議会）

（各常任委員会）

（議会基本条例調査特別委員会）

（各常任委員会会場）

○総務常任委員会……〔議員控室〕（第1会議室）

○経済常任委員会……〔議会委員会室〕

○議長 ただいまから、平成 22 年第 8 回西会津町議会臨時会を開会します。

(10時01分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告いたさせます。

事務局長。

○議会事務局長 報告をいたします。

本臨時会に、町長より別紙配付のとおり、11 件の議案が提出され、受理しました。

本臨時会に議案説明のため、町長、教育委員長に出席を求めました。

なお、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長、及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理いたしました。

以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、6 番、渡部昌君、7 番、五十嵐忠比古君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 11 月 24 日の 1 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 11 月 24 日の 1 日間に決定しました。

日程第 3、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会臨時会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第 4、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第 5、議案第 1 号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第 1 号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、ただ今、町長が提案理由でご説明申し上げたところでありますが、今次の改正は、去る 8 月 10 日、国の人事院により、国家公務員の給与月額が民間の給与

月額を 757 円上回るマイナス格差を解消するため、国家公務員の給与月額を一般職においては、55 歳を超える職員について、給料及び特別調整額を 1.5% 引下げる改定を行うとともに、期末・勤勉手当の支給率については、民間の支給割合 3.97 月分に見合うよう、現在の支給率から 0.2 月分を引下げ、3.95 月分とすることについて、それぞれ政府に勧告を行ったところであります。

これを受け、県人事委員会においては、10 月 4 日、国の人事院勧告を踏まえ、県職員の給与月額が民間の給与月額を 492 円上回っていることから、人事院勧告同様、一般職においては、55 歳を超える職員について、給料及び特別調整額を 0.9% 引下げる改定を行うとともに、期末・勤勉手当の支給率については、民間の支給割合 3.91 月分に見合うよう、現在の支給率から 0.15 月分を引下げ、3.9 月分とすることについて、県及び県議会に勧告を行ったところであります。

これら職員の給料月額及び期末・勤勉手当等の改正につきましては、本臨時会の議案第 3 号として上程しているところではありますが、町長等の特別職の給与等につきましては、これまでも職員給与に対する国の人事院勧告及び県人事委員会の勧告に準じて改正してきた基本的な考え方と経緯がありますことから、今次の特別職にかかる期末手当の改正につきましても、これまでの経緯等を十分に考慮いたしました結果、職員に準じた改正が必要と判断し、ご提案申し上げるものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、併せて、条例改正案新旧対照表の 1 ページをご覧くださいと思います。

まず第 1 条は、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。同条例第 4 条は町長及び副町長の期末手当の支給率について規定するものでありますが、本年 12 月分の支給率を「100 分の 160」から「100 分の 145」へ 0.15 分引下げ、年間支給率を 2.9 月分とするものであります。

次に、第 2 条につきましても、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。平成 23 年度以降の期末手当の支給率について、6 月支給分を「100 分の 145」から「100 分の 140」へ、12 月支給分を「100 分の 145」から「100 分の 150」とするものであります。

次に第 3 条は、教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正であります。同条例第 4 条は教育長の期末手当の支給率について規定するものでありますが、本年 12 月分の支給率を「100 分の 160」から「100 分の 145」へ 0.15 月分引下げ、年間支給率を 2.9 月分とするものであります。

次に、第 4 条につきましても、教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正であります。平成 23 年度以降の期末手当の支給率について、6 月支給分を「100 分の 145」から「100 分の 140」へ、12 月支給分を「100 分の 145」から「100 分の 150」とするものであります。

次に、附則ではありますが、施行期日でありまして、第 1 条及び第 3 条につきましては平成 22 年 12 月 1 日から、第 2 条及び第 4 条につきましては平成 23 年 4 月 1 日から施行するものであります。

なお、今次の改正による影響額ではありますが、合計で約 31 万円の減額となる見込みで

あります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第1号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましても、議会議員の期末手当の支給率を改正するものであります。

改正の趣旨につきましては、ただ今ご議決をいただきました議案第1号でご説明申し上げたとおりであります。議会議員の議員報酬及び期末手当の支給につきましては、従来より町長等の給料及び期末手当の支給率を参考に改正してきたところであります。

今次の期末手当の改正につきましても、これまでの基本方針に基づき検討いたしました結果、町長等と同様の内容で改正することもやむを得ないと判断いたしましたので、改正案をご提案申し上げる次第であります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、併せて、条例改正案新旧対照表の3ページをご覧くださいと思います。

まず第1条は、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例ですが、同条例第7条第2項は議会議員の期末手当の支給率について規定するものでありますが、本年12月分の支給率を「100分の160」から「100分の145」へ0.15月分引下げ、年間支給率を2.9月分とするものであります。

次に、第2条につきましても、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例ですが、平成23年度以降の期末手当の支給率について、6月支給分を「100分の145」から「100分の140」へ、12月支給分を「100分の145」から「100分の150」

とするものであります。

次に、附則であります。施行期日でありまして、第1条は平成22年12月1日から、第2条は平成23年4月1日から施行するものであります。

なお、今次の改正による影響額であります。合計で約48万円の減額となる見込みであります。

以上で、説明を終了させていただきます。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第3号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　議案第3号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましても、改正の趣旨につきましては、議案第1号でご説明申し上げたところですが、公務員につきましては、その職務の性格上、労働基本権の一部が制約されており、民間企業のように労使交渉によって自らの給与を定めることができないことになっており、そのための代償措置として、国においては人事院、県においては人事委員会による給与勧告制度が設けられているところであります。

また、市町村職員の給与改定にあたりましては、地方公務員法第24条に「職員の給与は、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業者の給与等を考慮して定められなければならない」と規定されていることから、本町における給与等の改定につきましては、従来から勧告制度の意義を尊重し、国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告に準じて改定を行ってきたところであり、今次の改定にあたりましてもこの基本的な考え方にに基づき、改定を行うものであります。

改定の主な内容であります。行政職給料表の適用を受ける職員のうち、6級以上で55



歳を超える職員について、給料を 0.9%引下げるとともに、期末・勤勉手当の年間支給率については、0.15 月分を引下げ 3.9 月分とするものであります。

それでは、条文についてご説明を申し上げますが、併せて、条例改正案新旧対照表の 5 ページをご覧くださいと思います。

まず改正条例案第 1 条は、職員の給与に関する条例の一部改正であります。同条例第 20 条第 1 項は、職員の期末手当にかかる規定であります。新たに 6 級以上の職員で 55 歳を超える職員の期末手当の一部を減額する規定である附則第 11 項第 2 号の文言を追加するものであります。第 2 項は、期末手当の額にかかる規定であります。本年 12 月分の支給率を「100 分の 140」から「100 分の 130」に 0.1 月分引下げのものです。第 3 項は、再任用職員の期末手当にかかる規定であります。12 月の支給率を「100 分の 80」から「100 分の 75」に同じく 0.05 月分引下げのものです。第 4 項は、期末手当基礎額にかかる規定であります。第 1 項同様、附則第 11 項第 2 号の文言を追加するものであります。

次に、同条例第 21 条第 1 項は、職員の勤勉手当にかかる規定であります。期末手当と同じように、6 級以上の職員で 55 歳を超える職員の勤勉手当の一部を減額する規定である附則第 11 項第 3 号の文言を追加するものであります。第 2 項は、勤勉手当の額にかかる規定であります。第 1 号に附則第 11 項第 3 号の文言を追加するとともに、本年 12 月の支給率を「100 分の 70」から「100 分の 65」に 0.05 月分引下げのものです。第 2 号は、再任用職員の勤勉手当にかかる規定であります。同じく本年 12 月の支給率を「100 分の 35」から「100 分の 30」に同じく 0.05 月分引下げのものです。

次に、附則第 11 項は、当分の間、6 級以上の職員を特定職員として規定し、その中で 55 歳を超える職員について給与を減額する規定であります。第 1 号は給料月額、第 2 号は期末手当、第 3 号は勤勉手当について、それぞれ 100 分の 0.9 を減ずるものであります。第 4 号は、退職者にかかる給与の減額について規定するものであります。

附則第 12 項は、55 歳を超える職員が、月の途中で特定職員になった場合の減額計算の方法を規則に委ねる規定について、附則第 13 項は 55 歳を超える特定職員の給与の減額にかかる支給方法について、附則第 14 項は同じく 55 歳を超える特定職員の時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、及び一時間当たりの給与額の算出にかかる減額の支給方法について、それぞれ規定するものであります。

附則第 15 項は、附則第 11 項の規定が適用される間の勤勉手当支給限度額の特例を規定するものであります。本年 12 月の支給にあたっては、支給率「100 分の 65」から引下げ率 0.9%を乗じて得た率、「100 分の 0.585」を減じた額を限度額とするものであります。なお、引下げ後の給料月額がその級の最低号給の額に達しない場合は、基準日における給料月額に引下げ率 0.9%を乗じて得た額に、支給率「100 分の 65」を減じた額を限度額とするものであります。

次に、改正条例案第 2 条も職員の給与に関する条例の一部改正であります。同条例第 20 条第 2 項は、職員の期末手当の額にかかる規定、第 3 項は再任用職員の期末手当にかかる規定であります。それぞれ通常職員にかかる来年以降の 6 月支給分を「100 分の 125」から「100 分の 122.5」、12 月支給分を「100 分の 130」から「100 の 132.5」とするもの

であります。

次に、同条例第 21 条第 2 項は、勤勉手当の額にかかる規定であります。第 1 号は 6 月及び 12 月の支給率を「100 分の 65」から「100 分の 67.5」に、第 2 号は再任用職員の 6 月及び 12 月の支給率を「100 分の 30」から「100 分の 32.5」とするものであります。

次に、附則第 15 項は、附則第 11 項の規定が適用される間の勤勉手当支給限度額の特例を規定するものであります。来年以降の 6 月及び 12 月の支給にあたっては、支給率「100 分の 67.5」から引下げ率 0.9% を乗じて得た率、「100 分の 0.6075」を減じた額を限度額とするものであります。なお、引下げ後の給料月額がその級の最低号給の額に達しない場合は、基準日における給料月額に引下げ率 0.9% を乗じて得た額に、支給率「100 分の 67.5」を減じた額を限度額とするものであります。

次に、本改正条例案第 3 条は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正であります。本改正案は平成 18 年条例第 9 号で公布された条例の一部改正でありまして、平成 18 年 4 月 1 日に実施されました給与構造改革の俸給水準引下げに伴う経過措置対象者のうち、昨年、現給保障額に「100 分の 99.42」を乗じて得た額に改定したところではありますが、本改正条例案第 1 条で規定する附則第 11 項により、6 級以上で 55 歳を超える職員については、当分の間、さらに「100 分の 99.1」を乗じて得た額に改定するものであります。

次に、本改正条例案の附則であります。第 1 項は施行期日でありまして、公布の日の属する月の翌月の初日、この公布の日が月の初日である時はその日とするものであります。具体的には平成 22 年 12 月 1 日から施行するものであります。ただし、改正条例案第 2 条の規定については、平成 23 年 4 月 1 日から施行するものであります。

第 2 項は、平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に関する読み替え規定であります。本改正条例案第 1 条に規定する附則第 11 項の適用については、本条例改正案の施行日に、すでに 55 歳に達している職員について、施行日からその適用を受けることとするものであります。

第 3 項は、町長への委任規定でありまして、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定めるものであります。

なお、今次の改正による影響額であります。合計で約 788 万円の減額となる見込みであります。

以上で、説明を終了させていただきます。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

14 番、清野興一君。

○清野興一　まず第 1 点は 55 歳以上という根拠、なぜ 55 歳以上は減額の対象にするのか。

それともう 1 点は当町における職員の平均年齢と平均給与、これ当初予算にいつも出てきますね。あれで見れば平均的な職員はこの改正によってどれくらいの影響がでますか。全体では 788 万円の減額ということは分かりましたが、1 人当たりになるとどのくらいかと。

55 歳以上とはいえ、三役や議員は給与や報酬までには言及していないのに生活給である

職員がなぜ給料の面まで減額の対象としてみるのか。以上です。

- 総務課長　ご質問にお答えいたします。まず第1点目のなぜ55歳以上を対象とするのかということでございますが、これは国及び県の民間給与を調査した結果、55歳以上が民間給与の場合、55歳から給料月額が減額傾向にあるということでありまして、かつては右肩上がりであるとともに上がってきたところでありまして、昨今の民間給与の状況につきましては、55歳を境に民間給与は下がり傾向にあると、あるいは据え置き傾向にあるということでありまして、そういうところで比較をいたしますと国及び県の給与表の状況からすると55歳以上が上回る傾向があるということで今次引き下げの対象とするものであります。

それから、影響額の関係であります。まず職員の1人当たりの平均にいたしますと約6万2千円ということになります。平均年齢から申し上げますとおおむね42から43歳、それくらいがちょうど平均年齢ということになります。

それから特別職のほうは見直しはしないのかということでありまして。

(「違う」との声あり)

- 議長　14番、清野興一君。
- 清野興一　特別職は、給料や報酬には言及していないのに、なぜ職員だけを減額の対象にするのかということなんです。三役や議員も引き下げろと言っているのではないんだ。
- 議長　総務課長、伊藤要一郎君。
- 総務課長　大変失礼しました。先ほども申し上げましたように民間の給与と比較したときにですね、55歳以上がそういったことで民間との乖離があるということで今回見直しを凶るわけでありまして、特別職あるいは議会議員の報酬につきましては、必ずしもそれが生活給といいますか、職員の給料の見直しに準じながら改定はしてきておりますけれども、今回は55歳を超える職員について、その一部を対象にしているということで職員全体が引き下がるということになれば特別職及び議会議員の報酬についても見直しを行うところでありまして、今回の対象はごく一部に限定しているということで見直しがされないということでございます。
- 議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

14番、清野興一君。

- 清野興一　私は、3号議案には反対であります。今や期末手当は年間所得のうちで給料の代替的な役割を占めているというのが、世間一般でもそうであろうし、それをいただく職員についても年間計画設計に入っていると思うんですが、平均で1人当たり、6万2千円も減額する。確かに民間と比べた場合、今、民間は大変どん底の景気の下で悪い状況下にありますが、しかしこれを悪い方に追っかけて行くということは、低賃金競争でますます景気を冷え込ませてしまうものであると考えます。全体で788万円といえば、相当な額でありますけれども、これを職員にばかり給料で経済を穴埋めすると、そういうことには私は同意できません。今、55歳といっても子育ての真っ最中の人もおられるでありまして、人生が昔よりも長いスパンで考えなければなりませんので、この案には反対であります。どうぞ皆さん、ご賛同をお願いいたします。以上です。

○議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 賛成の立場で申し上げます。私はですね、今14番の清野さんが公務員だけを対象にして、何で下げるんだというようなことをおっしゃっていましたが、私は一般論といたしまして、やはり今世の中ですね、実態を見ますと、一言で申し上げますと非常に景気が悪いと。具体的に申し上げますと、例えば農家を一つ例に挙げましてもですね、今年は米は不作だと、そしてまた一俵当たりの単価も非常に少ないと、本当に大変な農家経営をされていると。私も知っている範囲内で申し上げますが、朝4時、5時、6時に出て行ってですよ、やはり普通と申しますか、努力している姿を目の当たりに見ております。そういうところから比較すれば私は、後ろにいる公務員の皆さんに反発されるか分からないけれども、公務員はそういうところから考えましても非常に恵まれているというか、例えば給料のほかに冬になれば越冬手当というのかな、そして4キロメートル以上は交通手当、そして女のかたに失礼かも知れないけれども、出産の場合は産前産後の休暇もありますし、そうところを考えてみましてもですね、やはり不景気の世の中に公務員だけが安穩としてのは、私はおかしいと思う。われわれも、当局から説明あったとおり、100分のなんぼという減額をしているんですから、当然やはり今、この不況のさなか、やはりそうすべきであると思います。また景気が良くなってですね、一般企業そういったかたがたが優遇された場合には、それに準じて上げててもですね、今年の場合は県の人事院勧告なんかとかというのに基づいて、そうすべきが妥当だところ思いますので賛成の立場で、これで討論を終わらせていただきます。以上です。

○議長 これにて討論を終結いたします。

これから議案第3号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。  
本案は、原案のとおり決するに賛成のかたは起立願います。

(起立多数)

○議長 起立多数です。

したがって、議案第3号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は原案はと  
おり可決されました。

日程第8、議案第4号、平成22年度西会津町一般会計補正予算(第6次)から日程第  
14、議案第10号、平成22年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第1次)まで  
を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、平成22年度西会津町一般会計補正予算(第6次)から日程  
第14、議案第10号、平成22年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第1次)  
までを一括議題といたします。なお、審議の方法は議案説明終了後、一議題ごとに質疑、  
採決の順序で行います。

職員に議案を朗読させます。議会事務局長、佐藤健一君。

○議会事務局長 議案を朗読いたします。

議案第4号、平成22年度西会津町一般会計補正予算(第6次)、議案第5号、平成22

年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第1次）、議案第6号、平成22年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1次）、議案第7号、平成22年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1次）、議案第8号、平成22年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）、議案第9号、平成22年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第2次）、議案第10号、平成22年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第1次）。以上であります。

○議長 議案第4号から議案第10号までの説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第4号、平成22年度西会津町一般会計補正予算（第6次）から議案第10号、平成22年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第1次）までの調製について一括してご説明を申し上げます。

今次の補正は、ただ今ご議決いただきました議案第1号から議案第3号までに基づく、町長等の特別職及び議会議員、並びに職員に係るそれぞれの期末・勤勉手当の改定と、併せて職員の人事異動等に伴う人件費の調整であります。

それでは、まず議案第4号、平成22年度西会津町一般会計補正予算（第6次）をご覧くださいと思います。

平成22年度西会津町の一般会計補正予算（第6次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額の増減はしない。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

補正の内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。5ページをご覧くださいと思います。

まず歳入であります。歳入の補正はございません。

次に歳出であります。1款議会費から11款災害復旧費までは人件費の調整であります。款項目ごとの説明につきましては省略させていただきます。

なお、2款総務費の1項5目財産管理費であります。人件費の調整分1,832万5千円を財政調整基金に積み立てるものであります。なお、積立後の財政調整基金の残高は6億8,773万9千円となる見込みであります。

次に、議案第5号、平成22年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第1次）についてご説明を申し上げます。本案につきましても、人件費の調整であります。それでは、予算書をご覧くださいと思います。

平成22年度西会津町の下水道施設事業特別会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,376万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

補正の内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。6ページをご覧ください。

まず歳入であります。5款繰入金は職員の異動に伴う会計間異動と人件費の調整であります。

次に歳出であります。1款総務費及び2款施設整備費は人件費の調整であります。

次に、議案第6号、平成22年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1次）についてご説明を申し上げます。本案につきましても、人件費の調整であります。それでは、予算書をご覧ください。

平成22年度西会津町の農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ592万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,389万8千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

補正の内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。6ページをご覧ください。

まず歳入であります。3款繰入金は職員の異動に伴う会計間異動と人件費の調整であります。

次に歳出であります。1款総務費は人件費の調整であります。

次に、議案第7号、平成22年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1次）についてご説明を申し上げます。本案につきましても、人件費の調整であります。それでは、予算書をご覧ください。

平成22年度西会津町の個別排水処理事業特別会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,208万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

補正の内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。6ページをご覧ください。

まず歳入であります。4款繰入金は職員の異動に伴う会計間異動と人件費の調整であります。

次に歳出であります。1款総務費は人件費の調整であります。

次に、議案第8号、平成22年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）についてご説明を申し上げます。本案につきましても、人件費の調整でございます。それでは、予算書をご覧ください。

平成22年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算（第2次）は、次に定めるところ

ろによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ682万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,025万9千円とする。

診療施設勘定の歳入歳出予算の総額の増減はしない。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

補正の内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。7ページをご覧ください。

まず事業勘定の歳入であります。9款繰入金は職員の異動に伴う会計間異動と人件費の調整であります。

次に歳出であります。1款総務費は人件費の調整であります。

次に、15ページをご覧ください。

診療施設勘定の歳入であります。歳入の補正はございません。

次に歳出であります。1款総務費は人件費の調整であります。5款予備費は人件費分を予備費で調整するものであります。

次に、議案第9号、平成22年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第2次)についてご説明を申し上げます。本案につきましても、人件費の調整でございます。それでは、予算書をご覧ください。

平成22年度西会津町の介護保険特別会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,278万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

補正の内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。6ページをご覧ください。

まず歳入であります。6款繰入金は、職員の異動に伴う会計間異動と人件費の調整でございます。

次に歳出であります。1款総務費は人件費の調整であります。

次に、議案第10号、平成22年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第1次)についてご説明を申し上げます。本案につきましても、人件費の調整でございます。それでは、予算書をご覧ください。

平成22年度西会津町の簡易水道等事業特別会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,967万6千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

補正の内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。6ページをご覧くださいと思います。

まず歳入でございますが、2款繰入金は、職員の異動に伴う会計間異動と人件費の調整であります。

次に歳出でございますが、1款水道費は人件費の調整であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから議案第4号、平成22年度西会津町一般会計補正予算（第6次）の質疑を行います。

14番、清野興一君。

○清野興一　一つお尋ねしますが、各款に19節の負担金補助及び交付金として総合事務組合が各款に出てくるのよね。特別会計にも出てくるんですが、減ったり増えたりしてますが、全体的に見ると、これは増えているんですか、減っているんですか。それが一つと。

もう一つは、各款がそれぞれ減っていることは、人件費、いわゆる期末手当の減額だと思いますが、これ減るのは分かるんですが、商工費で819万9千円の増額、それから民生費で743万5千円の増額。それからもう一つ増額になっているのありますね。農林水産業費で414万5千円。これらの増額の主な理由をお知らせください。以上です。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　それではまず一点目の総合事務組合、いわゆる退職金の負担金でございますけれども、これにつきましては、一般会計それから特別会計を総合いたしますと、総額で25万1千円の減額となる計算となります。

それから、一般会計の歳出の款の中で民生費、それから農林水産、商工費等について増額となるのはなぜかということでございますけれども、これにつきましては本年4月1日から大幅な機構改革を実施いたしました。それに伴って人事異動が発生いたしましたので、その職員が行ったり来たりということで金額的に高い職員、低い職員といろいろおりますので、その人事異動の結果が各款にですね、反映されたということでご理解をいただきたいと思います。

○議長　11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　今回で7百何十万か人件費が減るということで、それを財政調整基金に積み立てる。ところがその倍以上の1,832万円もの基金に積み立てできるというのは、どういう要因で1,832万円も積めるようになったのかと。

それから今の14番とも重複するわけですが、各項を見ますと、給料、職員手当等ほとんど減っておりますが、項によっては職員共済組合の負担金が増えているところと減っているところ。それから総合事務組合の負担金も増えているところと減っているところ、なぜこうことになるのかなど。給料、手当が減っていくならば、減ってもおかしくないのではないかという気がしますが、なぜこういう数値になるのかということをお説明していただきたいと思います。



○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 今回の人勧がらみの関係で職員全体では約780万円ほどの減額ということがありますけれども、そのほかに一般会計それから特別会計との行ったり来たりと会計間移動等もございますので、その減額分と会計間移動の調整の部分で、一般会計としては総額で1,800万円ほど剰余が出るという形になりますので、そういうことでそれは財調にいったん積み立てをさせていただくという処理でございます。それから各項で減額が基本ということでございますけれども、先ほど14番議員にもご説明申し上げましたが、職員の人事異動の関係で部分的には減るところもありますし、増えるところもあるということですが、その中で特に共済組合への負担金の関係でございますけれども、これは基本的には減額となるのが普通の考え方でございますが、今回は今年の掛け率が昨年度よりも負担率が上がったということで、その調整をさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 13番、清野邦夫君。

○清野邦夫 説明を受けているのだが非常に、今質問あったように分かりづらい。答弁では増えたところ、減ったところあるというのは人事異動だという。当初予算というのは3月議会で決めているから、その後4月に人事異動あるから当然と言えば当然。だけれども、その間6月、9月に議会が開かれている。人事異動したときの給料体系というのは、6月、9月に補正すべきではないか。なぜ年末、今頃になって、例えば最近は値上げはないけれども、今みたいに人事院勧告で下げるケースが多いわけですね。そうすると、下げているのに上がったところあるというは、おかしいと思うのよね、普通は。だから、人事異動の絡みはあったとしても、それは6月か9月にやるべきではないかと私は思うんですがどうですか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 13番のご質問の趣旨は十分に理解はするところでございますけれども、確かにそういうふうには6月あるいは9月でその調整をするという手法も確かにございますけれども、そこで1回やりまして、また11月なり、状況によっては12月に実施する場合もございまして、そういった人件費の調整を年間の中で何回もやるということについては、これまでの補正の中でも人事院勧告等の調整に合わせて、人事異動の調整についてもさせていただいてきたという経過がございますので、その点については一つご理解を賜りたいと思っております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第4号、平成22年度西会津町一般会計補正予算(第6次)を採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長 異議がありますので起立によって採決します。

本案は原案のとおり決するに賛成のかたは起立願います。

(起立多数)

○議長 起立多数です。

したがって、議案第4号、平成22年度西会津町一般会計補正予算(第6次)は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号、平成22年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第1次)の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第5号、平成22年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、平成22年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第1次)は原案のとおり可決されました。

これから、議案第6号、平成22年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1次)の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第6号、平成22年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、平成22年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1次)は原案のとおり可決されました。

これから、議案第7号、平成22年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1次)の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第7号、平成22年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、平成22年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1次)は原案のとおり可決されました。

これから、議案第8号、平成22年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第8号、平成22年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、平成22年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)は原案のとおり可決されました。

これから、議案第9号、平成22年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第2次)の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第9号、平成22年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第2次)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 号、平成 22 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 2 次）は原案のとおり可決されました。

これから、議案第 10 号、平成 22 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 1 次）の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 10 号、平成 22 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 1 次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号、平成 22 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 1 次）は原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 11 号、平成 22 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 1 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　議案第 11 号、平成 22 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 1 次）の調製についてご説明申し上げます。

本会計につきましても、今次の補正は、給与改定と人事の異動に伴う人件費の調整を図るものでございます。

それでは予算書をご覧ください。

第 1 条、平成 22 年度西会津町の水道事業会計補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

第 2 条、平成 22 年度西会津町の水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出の補正です。第 1 款水道事業費の既決予定額 1 億 4,738 万 6 千円に増減はありません。

第 1 項の営業費用であります。既決予定額 1 億 233 万 8 千円より 108 万 3 千円を減額し、1 億 125 万 5 千円といたします。第 4 項予備費であります。既決予定額 17 万 6 千円に 108 万 3 千円を追加し 125 万 9 千円といたします。

第 3 条、予算第 5 条に定めた経費の金額を、次のように改める。

職員給与費であります。既決予定額 2,099 万 7 千円より 108 万 3 千円を減額し、1,991 万 4 千円といたします。

2 ページをご覧ください。補正予算実施計画にて内容の補足説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出の中の支出です。

1 款水道事業費のうち 1 項の営業費用ですが、108 万 3 千円を減額し、1 億 125 万 5 千円としました。ご覧のとおりいずれも人件費にかかる補正でありまして、給与改定と人事異動に伴う補正であり、1 目原水及び浄水費で 4 千円、4 目総係費は 107 万 9 千円の減額補正です。

次に、4 項の予備費であります。108 万 3 千円を増額し、125 万 9 千円といたします。営業費用の削減額については、全額を予備費に充当させていただきました。

これで、説明を終わりますが、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 11 号、平成 22 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 1 次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号、平成 22 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 1 次）は原案のとおり可決されました。

これで本臨時会に付議されました事件は、以上をもって審議終了いたしました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 臨時会閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今回の臨時会にお諮りをいたしました案件につきましては、慎重なるご審議をいただき、全議案原案のとおりご議決をいただきまして、誠にありがとうございました。

議員各位からのご意見などにつきましては、町政執行において、十分に考慮してまいりたいと存じます。

あと一週間足らずで師走を迎えます。何かとご多忙の日が続きますが、西会津町にとっては、最も大事な議員各位でありますので、飲食会も多くなりますが、かぜなどをひかぬように寝込むことのないよう十分お気をつけいただきまして、来る 12 月議会に臨んでいただきたいと思っております。

皆さまのご健勝とご多幸をお祈り申し上げまして、閉会のあいさつといたします。

どうもありがとうございました。

○議長 これをもって、平成 22 年第 8 回西会津町議会臨時会を閉会いたします。

(11 時 25 分)